

第1章 計画の目的と位置づけ

1. 計画の背景・目的
2. 計画の位置づけ
3. 計画期間
4. 対象とする区域
5. 対象とする空き家の種類

第2章 空き家の現状と課題

1. 別府市の現状
2. 空き家の事情
3. 別府市の空き家への取組み
4. 別府市の空き家の状況
5. これまでの取組みの検証と課題

第3章 空き家対策の基本的方針

1. 基本理念
2. 基本方針

第4章 空き家対策の具体的な施策

1. 空き家の予防
2. 空き家の活用
3. 空き家の管理・除却

第5章 計画の推進

1. 目標値の設定
2. 推進体制
3. 計画の進行管理

1. 基本理念

前回の計画を踏まえ、基本理念を示す。

「日常生活が便利で、誰もが快適に暮らせる、安心安全な居住環境」
の保全を図るため空き家対策を推進する

2. 基本方針

基本理念を踏まえ、前章の課題の解決を図るため、基本方針を下記のように定める。



基本方針1 予防

空き家の発生を抑制するためには、空き家になる前に利活用等を行ってもらうことが重要である。また、管理不全になることを未然に防ぐためには、所有者等が適正な管理に努める必要があり、周知することが重要となる。空き家の発生及び管理不全を未然に防ぐため「予防」の対策を進める。

基本方針2 活用

発生した空き家については放置し、管理不全の状態になる前に、利活用することが重要である。周辺住民だけではなく所有者等にとっても最善策となる、「活用」の対策を進める。

基本方針3 管理・除却

管理不全の空き家は、適正な管理をすることで劣化の進行や近隣への被害を防ぎ、資産価値が上がる。特定空家等は除却もしくは改善し管理することで、倒壊や落下等の被害により損害賠償など管理責任に問われる事態から守ることができる。管理不全の空き家や特定空家等による被害が生じることを防ぐため、「管理・除却」の対策を進める。

基本方針4 コミュニケーション

基本方針1～3を進めていくためには、庁内の連携、地域との連携、関係団体との連携が重要となる。「予防」「活用」「管理・除却」を進めていくために、「コミュニケーション」の対策を進める。